

序

吉村典久先生は、本年三月末をもって、慶應義塾大学法学部を定年退職される。

吉村先生は、一九八三年に慶應義塾大学法学部法律学科をご卒業された後、慶應義塾大学大学院法学研究科に進学され、一九八八年三月まで在籍された。その間、一九八六年九月からドイツ連邦共和国ケルン大学法学部博士課程で租税法の研究を続けられた。その後、専修大学を経て、二〇〇〇年四月に、慶應義塾大学法学部助教授に着任された。大学院法務研究科（法科大学院）助教授、同教授を経て、二〇一〇年四月から法学部教授として活躍されている。

先生は、法学部法律学科在籍中に、木村弘之亮先生の主催する研究会に所属し、租税法の分野に興味を持たれた。大学院時代には、行政法の金子芳雄先生（慶應義塾大学名誉教授）に師事しつつ、引き続き木村弘之亮先生の指導を受け、応能負担原則の研究に没頭された。その間、日本租税法のトップ級研究者であった金子宏先生（東京大学名誉教授）が主催する租税法研究会などで日本の租税法を先導する研究者たちと切磋琢磨し、租税法の発展の渦中に身を置いておられた。ケルン大学法学部博士課程では、租税法研究所の研究室一室を与えられるなどドイツ租税法学会の泰斗であるKlaus Tipke教授の知遇を得て、租税正義と体系思考による租税法の分析手法を習得された。さらに、Tipke教授の退職後は、Joachim Lang教授の指導を受け、応能負担原則と家族課税の関係にも目を向けられた。

先生は、Tipke教授の忠実な使徒であり、「ティプケ・シュール（Tipke Schule）」の一員として、「租税正義と

体系思考」の方法論を受け継いでいる。租税正義を掲げながら、決してイデオロギー的な議論に陥らず、複雑かつ難解な租税法の問題を丁寧な繙き、精緻な分析を行うやりかたは、先生の学問に対する真摯さをよく表している。また、他の法分野との関連や、他の論点との平仄を俯瞰する広い視点によって、フランスのとれた体系思考を体現されており、「日本におけるタイプケ・シュレーの砦」として存分に活躍されてきた。

先生のご研究は、応能負担原則、恒久的施設概念、借用概念論など、租税法および国際租税法の中核となる基礎概念に焦点を当て、丁寧な検討と鋭い分析力をもって、通説的見解の弱点を鮮やかに描き出す、重厚で知的興奮を掻き立てられるものが多い。その一方で、ドイツ・アメリカを対象とした比較研究が主だった日本の租税法研究において、一連のフランス租税手続法の翻訳を行い、そこから日本への示唆を得られたこと、仮想世界やポイントを含むバーター取引の研究をいち早く行ったこと等、基礎的な研究で培われた知見を活かして新たな世界を切り拓くことにも長けておられ、その著作はいつも刺激的である。

そして、これらの研究業績は、先生の卓越した言語能力によって支えられている。先生は、フランス革命に感銘を受けて学生時代にフランス語を修められ、租税法の研究にあたってドイツ語を習得された。外国語だけでなく、日本語におけるその格調高い文章は、多くの租税法学徒の心を虜にしている。

先生の鋭い分析力は、教育においても遺憾なく発揮されてきた。先生の弟子である漆さき大阪経済大学経済学部准教授によれば、先生の質問やコメント時には、教室は真剣な空気で緊張感が保たれ、授業の中で、学問に真摯に向き合うことを自然と学生に教えておられるということである。すなわち、ゼミで先生は「学生たちが一致団結できるよう、共通の敵になる」と述べられ、その目論見通り、ゼミ生は先生からの質問に答えられるよう共に勉強に励む中で、生涯の友人を得ることができたということである。先生は、ゼミ中も授業中も、学生が「わかりません」の一言で逃げることを許さず、いつも「どこまでわかって、何がわからないのか」を言語化するよ

う促された。その厳しさが、ゼミ生の成長を強く後押ししたことは疑いがない。厳しくとも、逃げずに努力しようとする学生に対しては辛抱強く付き合ひ、学生のためにいつも心を砕いてくださる先生のあたたかさ、学生に大きなモチベーションを与えている。このような先生の辛抱強さと面倒見のよさが、社会人としての責任と倫理を自覚する多くの教え子を育てることにつながった。先生のご指導は、裁判官、弁護士、税理士、公認会計士として社会で活躍するゼミ・大学院のOB・OGだけでなく、専門家としての道を歩まなかったOB・OGにおいても受け継がれている。

以上のように、先生の研究と教育における実績は大変すばらしいものである。さらに先生は学内業務にも大いに貢献された。通信教育部学習指導主任、学生総合センター副部長（三田支部）、三田メディアセンター協議会委員、法学部図書委員会委員、大学院高度化推進小委員会委員、法学研究所委員、等々である。私が学部長に就任してからも、安全保障輸出管理委員会委員として活躍され、その複雑さゆえ私が多々理解できなかった制度をわかりやすく解説してくださった。感謝してもしきれないほどお助けいただいた。

長年にわたる先生の法学部および義塾へのご貢献に敬意と感謝を表するとともに、ますますのご健勝とご活躍を心から祈念し、本号を進呈させていただきます。

二〇二五年一月

法学部長 堤 林 剣